

付表 4 (第 4 条関係)

行橋市介護予防・日常生活支援総合事業の指定・人員要綱  
第 5 条各号に該当しない旨の誓約書

年 月 日

行 橋 市 長 様

所在地

申請者

名 称

代表者名

印

住 所

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

第 5 条 予防サービス事業を行おうとする者が、次のいずれかに該当するときは、当該事業を行うことができない。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 申請者が禁固以上の刑に処され、その執行が終わり、又は執行が猶予されているものであるとき。
- (3) 申請に係る事業所が、行橋市、みやこ町及び苅田町（以下「一市二町」という。）以外の市町村に所在し、当該所在地の市町村から指定を受けていないとき。
- (4) 申請者が、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「法施行令」という。）第 35 条の 2 及び第 35 条の 3 で定めるところにより罰金の刑に処され、その執行が終わり、又は執行が猶予されているものであるとき。
- (5) 申請者が、当該申請をした日の前日までに、法第 7 条第 9 項に規定する社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による国民健康保険税を含む。以下「保険料等」という。）について、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく 3 月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者であるとき。
- (6) 申請者が、法第 5 章第 2 節から第 8 節までのうち、指定の取り消しに係る規定又は実施要綱第 12 条によって指定を取り消され、当該取り消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。
- (7) 申請者が、指定の申請前 5 年以内にすべての介護保険関連事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

- (8) 申請者が、法第5章第2節から第8節までのうち、指定の取り消しに係る規定又は実施要綱第12条によって指定の取り消し処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第5章第2節から第8節までのうち事業の廃止若しくは辞退の届出に係る規定又は実施要綱第15条により事業の廃止若しくは辞退の届出を出した者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (9) 申請者が、法第5章第2節から第8節までの規定又は法第6章のうち事業所の立ち入り検査、報告、書類の提出等に係る規定に基づき、検査が行われた日から聴聞予定日（介護保険法第5章第2節から第8節までのうち、指定の取り消しにかかる規定又は実施要綱第12条による指定の取り消し処分に係る聴聞を行う日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に通知した特定の日であって、当該検査が行われた日から起算して60日以内の当該特定の日をいう。）までの間に実施要綱第14条の規定による事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (10) 申請者の役員等のうちに第1号から第11号までの規定に該当するものが存在するとき。
- (11) 申請者の予防サービス事業を行う所（以下「予防サービス事業所」という。）が介護サービス施設として一市二町に存在しない場合。ただし、一市二町以外の住所地特例施設に入所している対象者へサービスを行う場合は、この限りでない。